

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成24年大阪市条例第72号。以下「条例」という。）第4条及び第5条第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人の定義)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。以下同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人とする。

2 一の営利企業等及びその子法人（法第38条の2第1項に規定する子法人をいう。以下同じ。）又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人の定義)

第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定めるものは、本市が設立した特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を

いう。)、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年大阪市規則第38号)別表第1から別表第4までに掲げるもの、並びに公益的法人等への教育職員の派遣等に関する規則(平成14年大阪市教育委員会規則第17号)第2条第1項各号に掲げるもの及び同規則第5条各号に掲げるものとする。

(退職手当通算予定職員の定義)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職するときに、職員の退職手当に関する条例(昭和24年大阪市条例第3号)の規定、大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程(平成25年大阪市交通事業管理規程第37号)の規定及び職員の退職手当に関する条例(昭和40年大阪府条例第4号)の規定に基づく退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

(1) 区長の職

(2) 職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)別表第8ア 行政職給料表級別基準職務表の職務の級欄に掲げる職務の級が8級である区分に対応する別表第8ア 行政職給料表級別基準職務表の基準となる職務欄に定める職務に係る職及び別表第8カ 医療職給料表(1)級別基準職務表の職務の級欄に掲げる職務の級が5級である区分に対応する別表第8カ 医療職給料表(1)級別基準職務表の基準となる職務欄に定める職務に係る職

(3) 職員の職務の級を決定する基準等に関する規則(平成19年大阪市人事委員会規則第6号)別表第1ア 行政職給料表の職務の級欄に掲げる職務の級が8級である区分に対応する別表第1ア 行政職給料表の級別基準職務と同程度の職務欄に定める職務に係る職及び別表第1オ 医療職給料表(1)の職務の級欄に掲げる職務の級が5級である区分に対応する別表第1オ 医療職給料表(1)の級別基準職務と同程度の職務欄に定める職務に係る職

(4) 職務の級の基準となる職務の内容に関する規程(平成19年大阪市交通事業管理規程第56号)別表ア 交通局指定職員給料表級別基準職務表の職務の級欄に掲げる職務の級が5級である区分に対応する別表ア 交通局指定職員給料表 級別基準職務表の基準となる職務欄に定める職務に係る職及び別表オ 交通局医療職員給料表(1) 級別基準職務表の職務の級欄に掲げる職務

の級が4級である区分に対応する別表オ 交通局医療職員給料表(1) 級別基準職務表の基準となる職務欄に定める職務に係る職

- (5) 大阪市水道局における職務の級の基準となる職務の内容に関する規程(平成19年大阪市水道事業管理規程第9号)別表第1水道局企業職給料表(1)級別基準職務表の職務の級欄に掲げる職務の級が8級である区分に対応する同表の基準となる職務欄に定める職務に係る職

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職位に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接に関連を有する業務)

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)若しくは職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第2条各号に掲げる法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第10条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合で当該事実の是正のために

されるべき処分がされていないと思料するときにおいて、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第 11 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の人事委員会規則で定める場合は、同号の職務上の行為が電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第 12 条 法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の人事委員会規則で定める手続は、再就職者依頼等承認申請書(様式第 1 号)の正本一部及び写し一部を離職時に在職していた機関を経由して提出することにより行うものとする。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第 13 条 法第 38 条の 2 第 7 項の規定による届出は、遅滞なく規制違反依頼等届出書(様式第 2 号)を提出することにより行うものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第 14 条 法第 38 条の 2 第 8 項の国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

(1) 区長の職

(2) 危機管理監の職及び職員の管理職手当に関する規則(昭和 55 年大阪市規則第 16 号)別表に掲げる職(副校長及び教頭の職を除く。)

(3) 大阪市交通局企業職員の管理職手当に関する規程(平成 17 年大阪市交通事業管理規程第 84 号)第 2 条各号に掲げる職

(4) 大阪市水道局企業職員の管理職手当に関する規程(平成 17 年大阪市水道事業管理規程第 33 号)別表に掲げる職

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 15 条 法第 38 条の 2 第 8 項の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の 5 年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当し

ている役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第 16 条 法第 60 条第 4 号の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第 2 条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第 17 条 法第 60 条第 5 号の地方自治法第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第 6 条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第 18 条 法第 60 条第 5 号の地方自治法第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第 7 条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第 19 条 法第 60 条第 6 号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第 8 条に定めるものとする。

（部長又は課長に相当する職）

第 20 条 法第 60 条第 7 号の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第 14 条に定めるものとする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第 21 条 法第 60 条第 7 号の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第 15 条に定めるものとする。

（任命権者への届出）

第 22 条 条例第 4 条の規定による届出は、所定の事項を記入した元職員再就職届出書（様式第 3 号）を提出することにより行うものとする。届出を行った事項に変更があった場合も、同様とする。

（公表）

第23条 条例第5条第2項の規定により公表する人事委員会規則で定める事項は、同項第1号に該当する者にあつては、第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第12号に掲げる事項とし、同項第2号に該当する者にあつては、第3号から第7号まで及び第12号に掲げる事項とし、同項第3号に該当する者にあつては、第1号、第2号及び第4号から第11号までに掲げる事項とし、同項第4号に該当する者にあつては、第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の職
- (3) 離職時の所属名
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先における地位
- (8) 関与した契約の主たる内容
- (9) 関与した契約の金額
- (10) 契約に関与した年度
- (11) 契約への関与の内容
- (12) 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第47条第1項に掲げる法人その他の団体（以下「再就職規制団体」という。）に再就職した旨

2 条例第5条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める本市と営利企業等との契約は、当該営利企業等に再就職した職員であつた者（再就職規制団体に再就職した者を除く。）の離職前5年間に締結された契約であつて、本市の支出した契約金額（当該期間のうち1の年度に複数の契約が締結されている場合はその合計額）が300万円以上のものとする。

3 条例第5条第2項第3号の契約の締結について本市において自らに関与した者として人事委員会規則で定める者は、随意契約の相手方の選定、請負工事の設計又は積算、物品供給等又は業務委託の仕様の決定その他これらに類する契約の相手方又は契約金額の決定に係る業務に関与した者（契約書の審査、入札の執行手続、予算の執行管理その他の間接的な事務のみに関与した者を除く。）とする。

4 条例第5条第2項第4号の人事委員会規則で定める期間は、過去10年間とする。

5 条例第5条第2項第4号の役員の地位に相当すると人事委員会規則で定めるものは、取締役、会計参与、監査役、執行役、理事又は監事とする。

- 6 条例第5条第2項第4号の法人その他の団体のうち人事委員会規則で定めるものは、再就職規制団体を除く法人その他の団体とする。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日(人)規則第4号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則第5条第1項第3号の規定は、平成24年6月1日から、同項第1号の規定は、平成24年8月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則第6条の規定は、この規則の施行の日以後に離職した職員であった者について適用し、同日前に離職した職員であった者については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月25日(人)規則第1号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日の前日以後に離職した職員であった者について適用し、同日前に離職した職員であった者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日の前日から平成28年3月31日までの間に再就職した職員であった者に係る改正後の規則第7条第4項の規定の適用については、同項中「過去10年」とあるのは、「平成18年度以降」と読み替える。

附 則(平成26年3月31日(人)規則第5号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月26日(人)規則第17号)

この規則は、地方独立行政法人大阪市民病院機構の成立の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日(人)規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日(人)規則第6号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の職員の退職管理に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の様式により提出されている申請書又は届出書は、この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。

- 3 改正前の規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の規則の様式により作成した用紙として使用することができるものとする。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日(人)規則第 3 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 28 日(人)規則第 14 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則第 23 条の規定は、この規則の施行の日以降に離職した職員であった者について適用し、同日前に離職した職員であった者については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第12条関係）

（表）

年 月 日

任命権者 様

再就職者依頼等承認申請書

地方公務員法第38条の 2 第 6 項第 6 号の規定により、下記のとおり承認を申請します。

1 申請者

ふりがな 氏名	生年月日（年齢） 年 月 日生（ 歳）
勤務先の名称	勤務先における地位・役職
連絡先 電話	FAX
勤務先の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日 年 月 日		離職時の職	
離職前5年間の在職状況	所属・職	在職期間	職務内容

注 管理職に就いていた場合は、就任時まで遡ってすべて記載すること。

(裏)

3 要求又は依頼をする事項と勤務先の契約等との関係

在職時に自ら締結を決定した契約に関する要求又は依頼
☐ 該当する ☐ 該当しない
在職時に自ら決定した処分に関する要求又は依頼
☐ 該当する ☐ 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる職員

氏名（ふりがな）
所属・職
職務内容

5 要求又は依頼の対象となる契約事務等の内容

☐ 電気・ガス・水道水の供給、放送の役務の供給に関するもの
☐ その他職員の裁量の余地の少ないもの
具体的に
☐ 上のいずれにも該当しないもの

6 要求又は依頼の具体的な内容その他参考事項

--

年 月 日

人事委員会委員長 様

所属

氏名

規制違反依頼等届出書

地方公務員法第 38 条の 2 第 7 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 届出者	ふりがな 氏名
	所属・職
	連絡先（電話）
2 要求又は依頼をした再就職者	ふりがな 氏名
	勤務先の名称・役職
	離職時の所属・職
3 要求又は依頼の内容	

年 月 日

任命権者 様

ふりがな
氏名

離職日

離職時の職員番号

離職時の職

電話番号

元職員再就職届出書

職員の退職管理に関する条例第 4 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 再就職日	
2 再就職先の名称	
3 再就職先の業務内容	
4 再就職先における地位	

※離職前 5 年間の業務において、大阪市と再就職先との間の契約の締結に関与していた場合（関与がない場合は記載不要）

1 契約の内容	
2 関与した年度	
3 関与した当時の所属、担当業務	
4 関与した内容	
5 再就職の方法	